

法令遵守を強化

国土交通省は11月1日から30日まで、「建設業取引適正化推進月間」を実施し、建設業取引適正化を一層推進する。建設業における取引の適正化については従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正な運用により、法令の遵守指導等を通じ推進してきた。しかし、依然として建設業の請負成約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化を一層推進しなければならない。

このため、平成25年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省と都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を実施し、法令遵守に関する活動を行うことを建設業界関連団体や自治体へ通知した。

実施内容は次の通り

- ポスターの配布、掲示など
国土交通省が作成し配布するポスターを北海道開発局、地方整備局、沖縄総合事務局、都道府県、市区町村並びに建設業団体において掲示する。
- ホームページ等を通じた広報
取引の適正化に関する普及・啓発のため、国土交通省が月間の実施等について広報を行うとともに業界団体等の機関紙誌に掲載を依頼する。また、整備局や都道府県においてもホームページや各種媒体を括用し、月間の実施等について広報する。
- 建設業者等を対象にした講習会等の開催
都道府県単位を原則とし、各許可行政庁が連携あるいは独自に建設業法に関する講習会等を極力同月閣内に開催する。
- 立入検査等の実施
月間期間以外の立入検査に加え、許可行政庁ごとに、または各許可行政庁が連携し、極力同月閣内に立入検査等による指導を実施する。立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況の確認等も併せて実施する。
- 下請取引適正化推進月間との連携
中小企業庁及び公正取引委員会主催の「下請取引適正化推進月間」事業と連携し、講習会等の周知、中小企業庁との合同立入検査による指導等を実施する。
- その他
平成26年4月からの消費増税が決定されたので、これらの実施内容の中で、消費税転嫁対策の周知徹底も図る。このほか、各許可行政庁において自主的な事業の実施に努める。